

第4章 椎の森自然環境保全緑地整備基本計画 の考え方

第1節 計画の目的と基本理念

前述の検討結果を踏まえ、本自然環境保全緑地の荒廃を防ぎ合わせて生物の多様性の確保等環境保全に資するとともに、市民が身近な自然と触れ合える「水と緑の里」として整備、活用を図ることを基本理念とする。

整備、活用を図っていく上で、市民と協働してあたることとし、「自然と共生する森」「自然と親しむ森」「人をはぐくむ森」を具体的なテーマとしていく。

- 「自然と共生する森」とは、オオタカをはじめとする多種多様な生物の生息・生育を維持できる環境を保全するため、人の入る場所と入らない場所を設けた森造りを目指して整備する。
- 「自然と親しむ森」とは、観察会などを通じて植物や動物の正しい知識を身に着けながら、身近な自然を楽しめる場所として整備、活用を図っていく。
- 「人をはぐくむ森」とは、自然に親みながら「椎の森観察指導員」の育成、あるいは草刈りや伐採などのボランティア活動などを通じた健康づくり、地域コミュニティとの連携、ボランティアとしての自覚など、人づくりに貢献できる場として整備する。

第2節 各種意見の聴取

第1項 聞き取り調査における意見

現在ボランティア活動をしている人を対象として、任意に本自然環境保全緑地の利用方法や今後の活動について意見を聴取した。意見を集約すると、この自然環境保全緑地を体験学習や自然観察学習ができる身近な自然として利用していく、といった方向性が認められる。

さらに、自分たちのスキルアップを望む声もあり、特に鳥や水辺の生き物など、動物に関するものがある。そして、楽しみながらモニタリングできるようにしたいといった意見も見られる。

また、活動の方向性として、草刈り、清掃活動、散策路の整備、貴重植物の保護、水路の整備、タケやササの管理の必要性などを感じている。

第2項 市政に関する市民意識調査の結果

市民のニーズを的確に捉え、新たな時代に向け各施策に重点的に取り組むため、平成17年8月に「袖ヶ浦市政に関する市民意識調査」を実施した。

この調査は、前回（平成14年度）に続く第2回目であり、市民生活の視点から行政の各分野について、満足度と重要度、日常生活に関連する項目で達成度を調査した。

調査は平成17年8月に、市内に在住する20歳以上の男女2,000名を単純無作為抽出法により抽出し、郵送による調査票の配布・回収で実施した。調査票の回収率は39.7%（795名）であった。

調査の結果を図4-1に示す。市民は「環境との共生」に関して、満足度は高く重要度も高いことを認識している結果となっている。「公園・緑地」に対しては満足度が高い傾向が読み取れる。

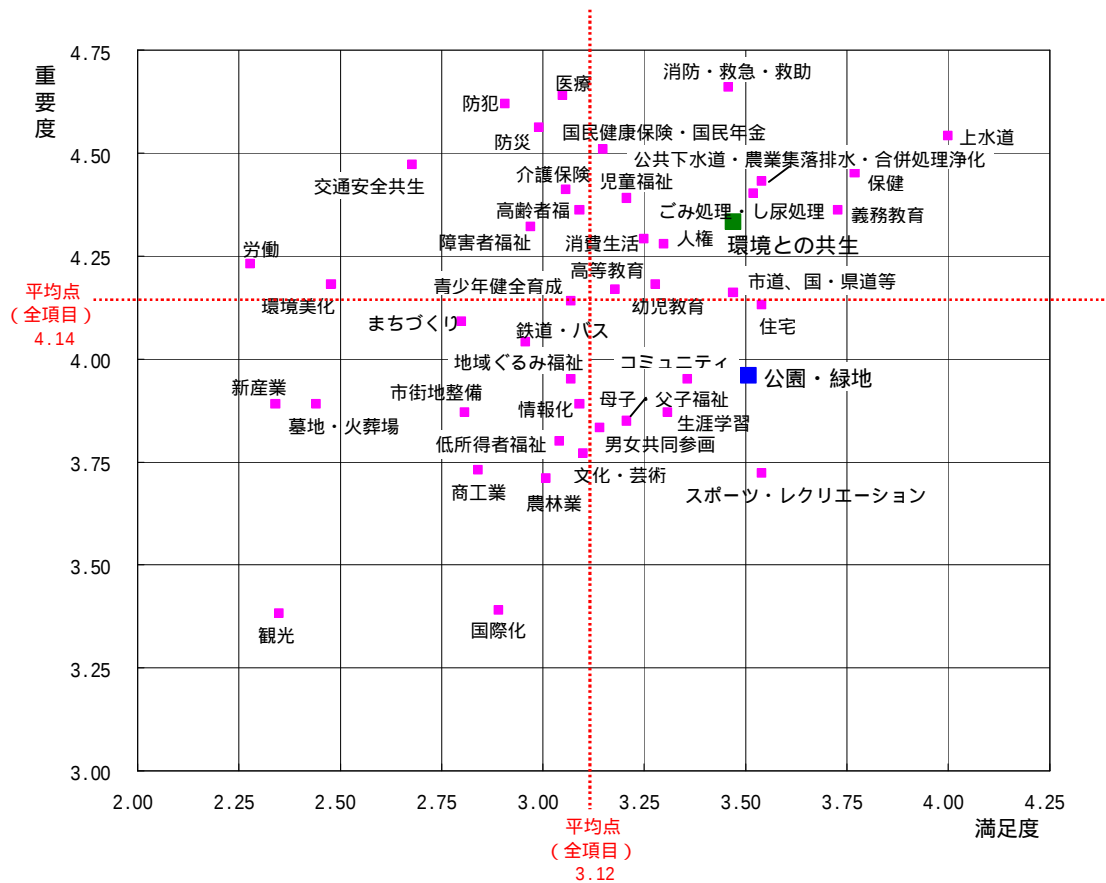


図 4-1 市民意識調査

出典：袖ヶ浦市資料

第3節 区域内の整備基本方針

整備基本計画の対象範囲を、環境影響評価書における自然環境保全緑地 20.9ha 全域とする。

また、当該範囲をゾーニングし、

- 市民が身近な自然と触れ合え積極的に活用するゾーン
- 防災調整池の機能を維持する上で管理を必要とするゾーン
- オオタカなど生物多様性を考慮して最小限の整備にとどめるゾーン

とする。

なお、積極的に活用するゾーンについても水辺環境を整備するなど、生物多様性の確保に努めることとする。

第4節 椎の森自然環境保全緑地整備に当たっての基本方針

第1項 環境影響評価書における目的と方針

企業庁が行った環境影響評価において、椎の森工業団地を造成する上で開発区域内に環自然環境保全緑地を設けることし、その目的と基本方針は、

目的 : 多様な生物の生息・生育環境を保全・創出する区域として確保

基本方針 : 極力現状保存とするほか、水辺環境を創出（整備）する。造成森林への植栽は郷土種を主体とする。

なお、樹林、低地部の定期的な管理により多様な生物の生息・生育の場を維持する。

であることが明示され、自然環境保全緑地は袖ヶ浦市へ移管することもあわせて明記されている。したがって、整備計画策定にあたっては、上記の目的と基本方針を前提とする。

第2項 袖ヶ浦市における政策的位置づけ

この土地を自然環境保全緑地として整備するに当たり、いわゆる公園とはせずに「水と緑のさとの設置及び管理に関する条例」により整備する施設とする。このため、条例の改正手続きを行う。

本自然環境保全緑地は比較的面積が広いことから、袖ヶ浦市都市マスタープランにおける公園・緑地の整備方針での位置づけについて、袖ヶ浦市緑の基本計画においても総合的な緑地の配置計画における位置づけについて、それぞれ整理して行くこととする。

なお、土地の地権者は企業庁からの移管によりそのほとんどが袖ヶ浦市となる。ただし、一部に企業庁工業用水部管理の部分（工業用水送水管埋設箇所とその管理用用地）が残ることとなる。

第3項 整備・管理の主体と運営体制

維持・管理に当たって基本となるのは、その費用を誰が負担するのかという点にある。第2項で述べたように条例で整備する施設であることから、原則として公費負担となる。

条例で位置づける施設の管理であることから、当面は企画・運営などを市職員中心で行っていくが、順次関与を減らすように努め、将来は本自然環境保全緑地を活動の拠点とするNPO法人の設立と指定管理者制への移行を目指す。そのため、本自然環境保全緑地の整備などについて検討する委員会（（仮称）運営委員会）を行政と市民で構成し、市民の関与を順次拡大するように努める。

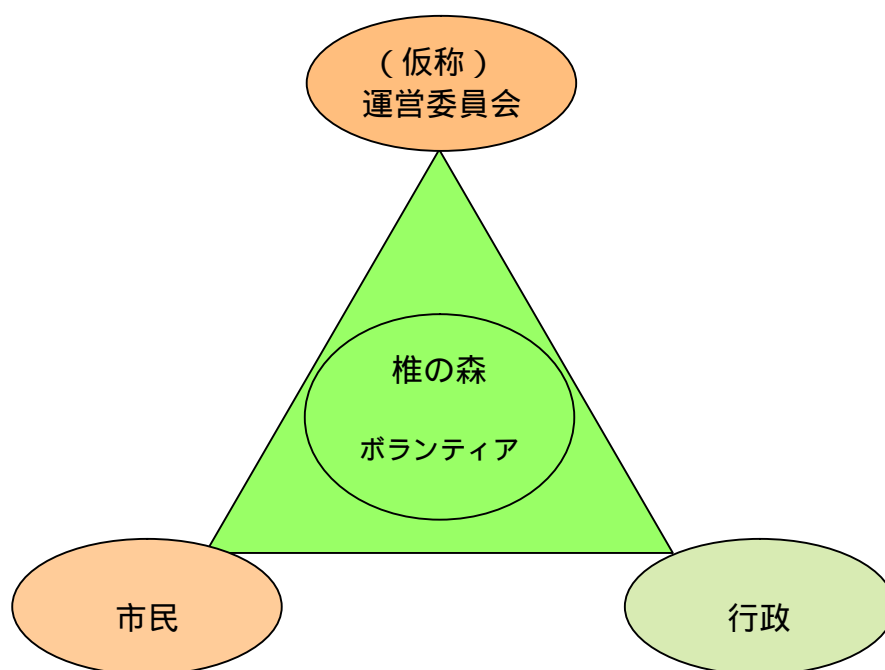


図 4-2 協働体制

椎の森自然環境保全緑地の維持・管理にあたっては、その実施主体として

1. 行政が実施する ----- 1)
2. 行政と市民が協働して実施する
(1) 行政が企画し市民が参加する ----- 2)
3. 市民（NPO など）を中心として実施する
(1) 市民が企画し行政が支援する ----- 3)
(2) 委託（指定管理者制度など） ----- 4)

4. 業者に委託して実施する

(1) 外郭団体・組合などの公益法人

(ア)市民参加型の業務として委託する --- 5)

(イ)通常の業務委託 ----- 6)

(ウ)指定管理者 ----- 7)

(2) 民間業者

(エ)市民参加型の業務として委託する --- 8)

(オ)通常の業務委託 ----- 9)

(カ)指定管理者 ----- 10)

などが考えられる。

このように各種の選択肢はあるものの、「ボランティアとの協働」「市民参加」の要件を満たすものとして、2)3)4)5)7)8)10)などが手法として成立する。多くの手法があるのは、自然環境保全緑地内における活動の要素が多く存在するため一括委託から部分委託までいろいろと選択肢があるためである。

条例で位置づける施設の管理であることから市の関与は必須であるものの、自立した市民育成のためにも行政の関与は必要最小限とすることが望ましい。

なお、たとえ指定管理者制への移行を行っても、維持管理を含む予算規模が大きな整備については市の直轄事業とする（詳細は市と管理者との協定書による）。

第4項 各論

空間構成の基本計画（ゾーニング）

当該自然環境保全緑地は市において、管理の目的に応じ「水と緑のさとの設置及び管理に関する条例」を所掌する担当課（環境経済部環境保全課）と調整池の管理を所掌する課（土木部管理課）に関わることから、関与の主体にあわせてゾーニングを行うとともに、各ゾーンの現況と今後の利活用を考慮した活用の方針を示す。

なお、動線としての散策路整備は、（仮称）運営委員会と協働してその設定を行うこととするが、調整池周辺については水鳥への影響や人への安全対策を優先させることとする。

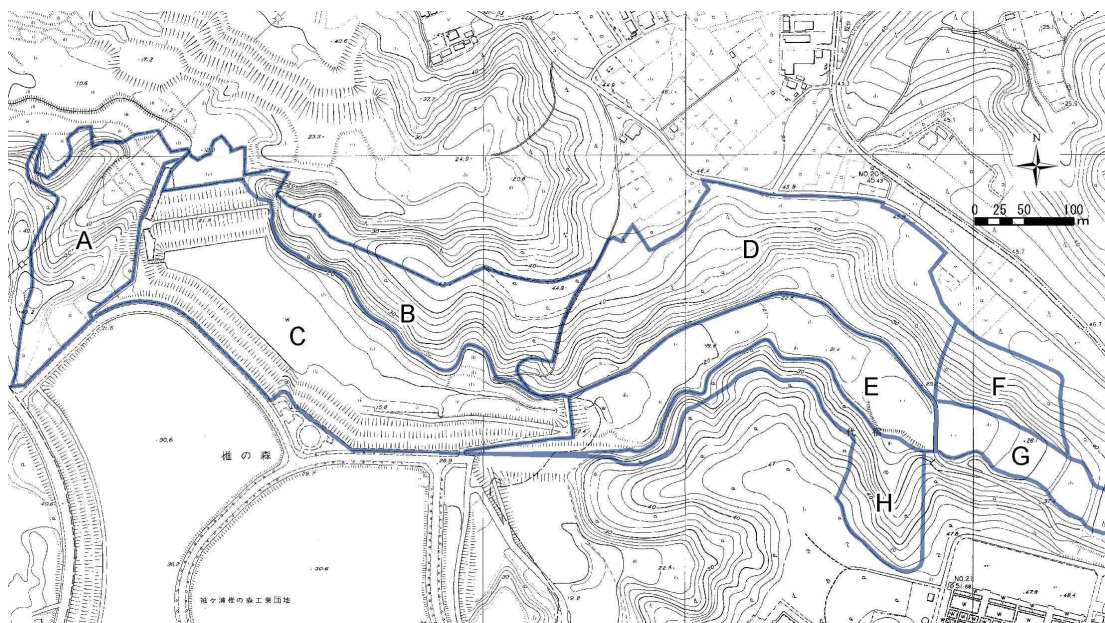


図 4-3 ゾーニング

表 4-1 ゾーニング

ゾーン 名称	現況	基本方針	活用の方針
A	斜面林	遷移を促すエリア	原則として竹や林床のササなどの伐採は行う。散策路の整備は最低限とする。
B	斜面林	遷移を促すエリア	原則としてマテバシイ林、竹や林床のササなどの伐採は行う。散策路の整備は最低限とする。 また、Cゾーンへ飛来する水鳥を観察できるハイド ¹ を必要に応じて設けるとともに、ハイドの前面は鳥を観察できる程度の伐採を行う。
C	調整池	調整池機能を維持しつつ、水辺環境を維持するエリア	原則として水辺周りの竹や林床のササなどの伐採は行う。
D	斜面林	活用を図るエリア	遷移の段階に応じた散策路の整備、竹や林床のササなどの伐採を行う。
E	低地・湿地	活用を図るエリア	散策路の整備、草刈り、流路など水生生物や両生・は虫類の生息に配慮した整備を行う。
F	斜面林	活用を図るエリア	遷移の段階に応じた散策路の整備、竹や林床のササなどの伐採を行う。
G	低地・湿地	活用を図るエリア	散策路の整備、流路の整備、草刈りなどを行う。
H ^{注)}	斜面林	遷移を促すエリア	原則として竹や林床のササなどの伐採は行う。

注) Hのエリアについては、第3期工事終了後の移管対象となっている。

¹ハイド：野鳥観察のため観察者が隠れて鳥を見る施設をいう。



図 4-4 椎の森工業団地と自然環境保全緑地

2006 年 1 月撮影（京葉測量）

水に関する基本計画

自然環境保全緑地低地部に存在する流路のうち、南側についてはその水量も多いことから水路の一部複数化、流速の変化、水深の変化などをもたせるなど、多様な環境を整備することによる多種の水生生物が存在できる環境を整える。



細流の造成例

自然環境保全緑地低地部に存在する流路のうち、北側についてはその水量は少なく、水の流れていない部分もあることから、部分的に湧水が溜まる池状の部分をして、トウキョウサンショウウオの産卵場所となるよう整備する。

E ゾーンの西端部には板で流れをせき止めて造られた池があり、湿地が維持されている。しかし、池の内部では水の交換は少ないものであり生物相も貧弱であることから、（仮称）運営委員会でその形状、構造、水深、面積などについて再検討する。



調整池

調整池部分については、その基本機能（洪水調整機能）

を損なわないことを基本とし、調整池が形成する水域については水鳥の飛来や水生の動植物の生育・生息など生物多様性の面においても意義は高いことから、常に水が存在する状態を維持する。

また、湿地環境を維持するため、低地部における不適切な埋め立ては行わないこととする。

緑に関する基本計画

袖ヶ浦市域本来の景観に影響を与えない、回帰する方向での方針で実施して行くこととする。袖ヶ浦の潜在自然植生は照葉樹林であるが、椎の森自然環境保全緑地域では長く里山として利用されていたが近年は人為による手入れがあまり行われず、また一部に改変も行われたことから遷移の過程にある。その結果としてアズマネザサなどの下草が繁茂しているところも多い。その一方で、人の手が多く入ることは人と仲のよい生物が増えることとなり、人の手をきらう生物は減少する。このような状況を理解し整備を行っていく。

環境影響評価に基づき環境保全対策を行った植物移植個体については、可能な範囲で個体維持のための保全措置（移植地の下草刈りなど）を実施する。

竹林はいったん伐採し、その後の再生状況を見ながら竹の伐採を繰り返すことにより竹林の拡大を阻止する。

マテバシイは植林では、古くは袖ヶ浦海岸でのノリ養殖用のホダ木として利用されていたと思われるが、現在は放棄されている。林床は日光が遮られ、マテバシイの落ち葉が厚く堆積し草本の生育もほとんど見られず、貧弱なアズマネザサが点在するのみである。原則として伐採しそれを有効利用することを考慮しながら、マテバシイ林自体は照葉樹林への植生への転換を図る方向とする。

林床に発達するササについては、可能な範囲で下草刈りを繰り返す。

D～Fエリアの斜面に発達する林は、東から西へと植生の遷移過程が観察できることから、この状態を把握しつつ林床の下草刈りを行っていく。すなわち、遷移が進んでいる西側では散策路の維持に重点を置き、遷移の早い段階にある東側ほど林床のササは定期的に伐採して行く。

湿地に茂るヨシなどは、移植個体に配慮しながら定期的に刈り取りを行う。この時、タコノアシの刈り取り時期は種が落ちた11月下旬以降とする。

スダジイ林については、下草刈りや間伐を行わない方針とする。



湿地に茂るヨシ

湿地部のテラス状エリアについては可能な範囲で定期的に全面的な草刈りを行うとともに、可能ならば野焼きを行い植物の再生萌芽を促す。

外来植物（アメリカセンダングサ、セイタカアワダチソウなど）については、可能な範囲で除草する。

なお、下草刈りや散策路整備に伴う伐採に当たっては、環境影響評価で取り上げている重要種については最大限の注意は払って作業を行う。



ドングリ

施設・その他に関する基本計画

各種施設の設置に当たっては（仮称）運営委員会での審議を経ることとする。

学習会や観察会などを開催し多くの市民が利用するようになれば、現状の駐車場では手狭になる可能性がある。そのため、駐車場の整備・拡幅を将来の検討課題とする。また、あわせてトイレと手洗いの場の設置についても同様に検討課題とする。

ボランティアによる草刈り作業などに利用する機材置き場、作業した後の手洗いや機材の洗浄などに利用できる水場などの整備を図る必要がある。

自然環境保全緑地内の散策を可能とするための散策路を整備する。散策路の整備に当たっては、斜面部ではコンクリートなどの人工物の利用は極力さけ、低地部においては水の流れを阻害しない構造とするほか、既存資材の有効活用に配慮する。また、散策途中の休息や雨宿りのためにも、東屋の設置について検討する。



東屋の一例

整備に当たり、自然環境保全緑地全体の案内掲示板を設置するとともに、主要な樹木、草本の種名を表示するプレート等を設置する。この時、林床保全の観点や貴重種の盗掘防止を図るため、あるいは危険防止の視点などをふまえ、必要に応じて散策路に柵を設ける場所を検討する。また、野鳥観察が可能なようにハイドを整備することを検討する。

なお、外来動物（アメリカザリガニなど）は可能な範囲で駆除を行っていく。



アメリカザリガニ

禁止・制限事項等

動植物の移動及び移植

原則として禁止とする。

ただし、（仮称）運営委員会が必要と認めた場合には、この保全区域内での移動・移植を原則とし、必要に応じて椎の森自然環境保全緑地を含む流域に生息・生育するもの、さらには袖ヶ浦市域といった郷土に生息・生育する種（郷土種）に限ることとする。

動植物の採取

原則として禁止とする。

ただし、管理のための駆除や伐採作業、（仮称）運営委員会が認める行為（例：竹の子刈り、アメリカザリガニの採取など）については例外とする。

火気取り扱い

原則として禁止とする。

ただし（仮称）運営委員会が認める行為（例：竹炭造り、焚き火、野焼きなど）については例外とする。

車両乗り入れ

原則として一般車両の乗り入れを禁止する。ただし、管理上必要な場合を除く。

農薬の使用

原則として害虫駆除や除草に農薬の使用を禁止する。ただし、（仮称）運営委員会が必要と認めた場合は例外とする。

工事等の時期

施工場所、施工目的に応じて、動物の繁殖期に配慮する。

例）

オオタカの抱卵期は4月から5月、育雛¹期は5月から6月

トウキョウサンショウウオの産卵期は2～3月

カエル類の産卵期は幅が広い

ニホンアカガエルの産卵期は1～3月

アズマヒキガエルの産卵期は3～4月

トウキョウダルマガエルの産卵期は4～6月

トンボ類の産卵期は種により異なる

オニヤンマの産卵期は8～9月

シオカラトンボの産卵期は6～9月

¹育雛：いくすう。親鳥がヒナ（雛）を育てること。ここでは特に親鳥の敏感な時期を示す。

工作物の構造、材質など

原則として段差のあるものは設置しない。また自然に帰るものを積極的に用いる。

例)

水路にU字溝は用いない

原則として腐らないものは使用しない（フェンスや手すりなど、保安設備を除く）

木材の積極的な利用（植物の種名プレートなど）

工業用水部管理用地

工作物の設置や掘削は行わない。

また、作業内容など、定期的に連絡を取る体制について検討する。

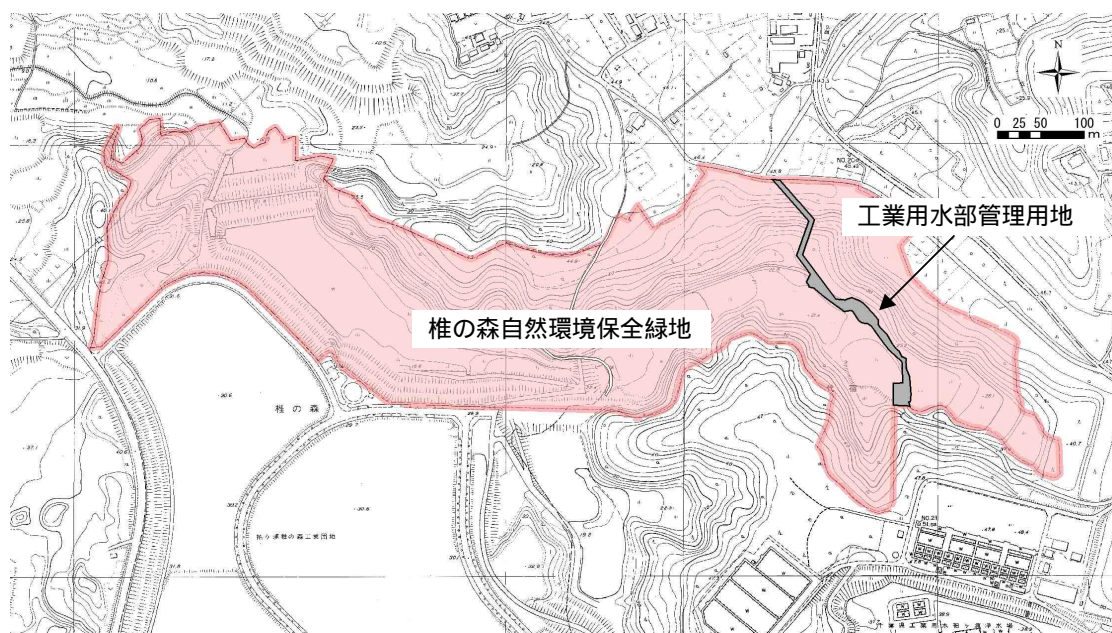


図 4-5 椎の森自然環境保全緑地と工業用水部管理用地

モニタリング

継続的に事業を推進していく上で、自然環境がどのように変わっていったのか、あるいは維持されているのかを観察・評価していく必要がある。

本基本計画では「多様な生物の生息・生育環境を保全・創出する区域として確保」することとした。そこで、生物については指標種を設定し、それらの種の構成を追跡することで環境の変化を追跡し、事業の方向性を検討・修正する資料とする。指標種については（仮称）運営委員会の中で学識者の意見を参考に、参加する市民が判断可能な種を選定することとする。

自然環境保全緑地内の利用・活動イメージ

自然環境保全緑地内の利用・活動のイメージを例示する。

- ボランティアによる自然観察会等の定期的イベントの開催。
- 椎の森観察指導員（椎の森ガイド）養成講座。
具体的な内容は（仮称）検討委員会での議論となるが、椎の森をフィールドとして学習した指導員は将来的には活動の場を市域に広げていくことが望まれる。
- 下草刈りボランティア隊
- 極相林としての照葉樹林の姿・シイ・カシ林の保全と観察
- 四季の変化を体験する落葉広葉樹林・コナラ・イヌシデ・ハンノキ林の観察
- 水生・湿生植物観察
ショウブ・ノハナショウブ・サンショウモ・タコノアシ・オオアカウキクサ・オニスゲ・トネテンツキ・エゾウキヤガラ・ヤナギ・コブシ・ミズオオバコ・ミクリなど
- 林床の植物観察
オオカナワラビ・キヨスミヒメワラビ・カラタチバナ・ヤマユリ・ジュウニヒトエ・エビネ・キンラン・ササバギンランなど
- 水路沿いのヨシ原にくるトンボ観察
カワトンボ・オニヤンマ
- 林のゼフィルス観察
オオミドリシジミ
- 夏の夜の風物詩を楽しむ
ヘイケボタルの鑑賞
初夏の夕べにはクツワムシ・アマガエル・シュレーゲルアオガエル・トウキョウダルマガエルの歌声
- 素掘りの池づくり、水路の手入れ、広さや深さを変えて複数箇所に、岸の土留めは丸太を立てて、湧水・雨水の導水路も
- 水系を創設し、メダカの学校、ホトケドジョウなどの観察
- 巣箱をつくり、小鳥を呼ぼう（身近な材料で作る。秋には古巣の掃除）
- 農耕の歴史を学ぶ
手作りの水田耕作・水田雑草・水田の動植物観察
- ヤマザクラの植樹

- 盛土域に新たなコナラ・クヌギ林を育てる
ドングリを拾って苗を育て、みんなで植樹を、林ができたなら早朝のカブトムシ集め、炭焼き、ドングリ玩具づくり
- 林業としての手入れされたスギ林づくり（既存スギ林をオーナー制度へ）
- 竹炭づくり、竹とんぼ作り、竹の子狩り、竹割りゲーム、竹切りゲーム
- マテバシイ林からクヌギ・コナラ林へ、さらにはスダジイ林へ

保険

市が主催するイベントに参加しているボランティアは、市が加入しているボランティア保険の対象となるが、市主催ではないボランティア独自の活動についてはこの保険の対象外となっている。一方、市民独自の活動については、その組織が市へ登録することにより一定の保険対象となっている。今後この自然環境保全緑地で多様な市民・組織が参加し活用する状況の中で、維持管理（下草刈りや散策路の整備など）作業中の思わぬ事故に対する保険、あるいはボランティア主催の行事における保険制度が現状で十分か検討していく必要がある。

一般的に保険には、ボランティア行事（原則として無償であり、自助活動でないもの）参加中に、参加者が偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と、主催者または、参加者が第三者（他の参加者も含む）の身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」の2つの制度がある。しかし、いわゆるボランティア保険では野焼き・山焼きを行う活動、あるいはチェーンソーを使用する里山（森林）ボランティア活動は対象外となっている。また、契約も組織との契約となるので、代表者を選出する必要がある。

ここでの下草刈りに伴う作業では、草刈り機や時としてチェーンソーなども利用する可能性があるものの、通常のボランティア保険の適用となる作業は草刈り機の使用までが普通であり、チェーンソーを使用する危険な作業を行う人は個別に危険な作業に適用される保険に別途加入することが一般的となっている。

このような状況から、大規模な作業やチェーンソーなどを必要とする作業については、市直轄の工事として行うことも検討する。

第5章 基本計画の策定

本計画では、以下のとおり目的と方針を定めました。

基本計画の目的

椎の森自然環境保全緑地を多様な生物の生息・生育環境を保全・創出する区域として確保するため、樹林地を保存するほか、水辺環境を創出（整備）していきます。そして、樹林や水辺環境の定期的な管理を行うことにより、多様な生物の生息・生育の場を維持していきます。

基本計画の方針

目的を達成するため、以下の方針を定めました。

自然と共生する森をめざして

オオタカをはじめとする多種多様な生物の生息・生育を維持できる環境を保全するため、森や湿地の管理にあたっては人の手を必要とするところをみきわめながら保全・整備していきます。

自然と親しむ森をめざして

観察会などを通じて植物や動物の正しい知識を身につけながら、身近な自然を楽しめる場所として整備、活用を図っていきます。

人をはぐくむ森をめざして

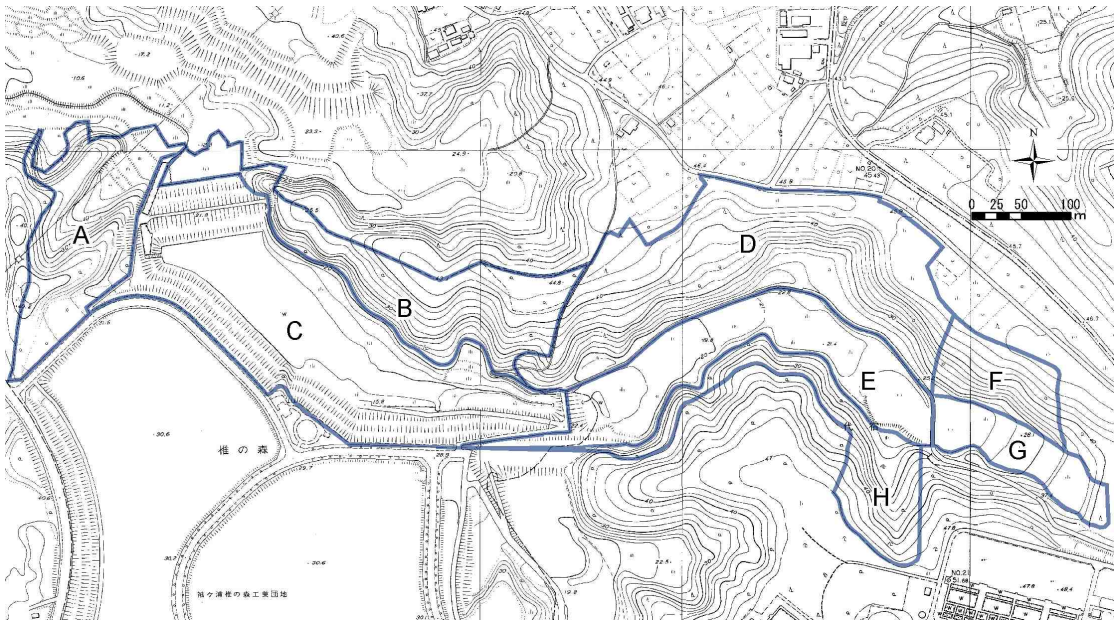
自然に親しみながら「椎の森観察指導員」の育成、草刈りや伐採などのボランティア活動などを通じた健康づくり、地域コミュニティとの連携、ボランティアとしての自覚など、人づくりに貢献できる場として整備していきます。

自然と共生する森に関する方針

本市は人口の増加とともに都市化が進行し、市街地内の緑地が減少してきました。その一方で、周辺にはまだ豊かな自然が残されており、自然環境を保全しながら都市の発展を図ることが重要と考えています。

椎の森工業団地に隣接する樹林地を水と緑の里整備事業にとりあげ、緑豊かな自然を保全するとともに市民が植物や昆虫等の自然生物とふれあい親しみ、自然観察やさまざまな体験ができる場の整備・保全を図ることとしました。そして、この土地を椎の森自然環境保全緑地として整備するに当たり、いわゆる公園とはせずに「水と緑のさとの設置及び管理に関する条例」により整備する施設として位置づけます。

整備に当たっては、全体を特性に応じて8つにゾーニングしました。



- 斜面林を中心にA、B、Hゾーンについては遷移を促すエリアとし、林床に侵入したタケやササなどの伐採と散策路の整備を行います。また、水鳥を観察するためのハイドを設けます。なお、マテバシイ林について照葉樹林への転換を図っていきます。
- 斜面林や低地を中心にD、E、F、Gゾーンについては活用を図るエリアとし、タケやササなどの伐採、低地の草刈りなどを行うとともに、散策路の整備、水生生物に配慮した水辺の整備を行っていきます。
- 調整池とその周りを中心にCゾーンについては、調整池機能を維持するとともに水辺環境を維持するエリアとし、タケやササなどの伐採、調整池の維持管理を行っていきます。

自然と親しむ森に関する方針

整備にあたっては袖ヶ浦市域本来の景観をくずさない、あるいは回帰する方向で実施していきます。

樹林地についてはゾーンごとに示した基本方針に基づき実施して行きます。環境影響評価で実施された植物移植個体については、可能な範囲で保全策（周辺の伐採など）を継続していきます。また、主だった植物の名前がわかるように植物の名前を書いたプレートを設置するとともに、林床が荒らされるのを防ぐとともに貴重な種の盗掘を防ぐためや危険防止のためにも、散策路には必要に応じて柵を設けます。

自然環境保全緑地低地部に存在する水の流れる場所や湧水がある場所については、流速の変化や水深の変化、池状の部分の設けるなど、多様な環境を整備していきます。

調整池部分については、洪水調整機能を損なわないことを基本とし、調整池が形成する水域については常に水が存在する状態を維持していきます。

市民が広く利用するためには、林内や低地部を安全に散策できることが必要なことから、散策路や水鳥を観察するためのハイドを整備・設置していきます。

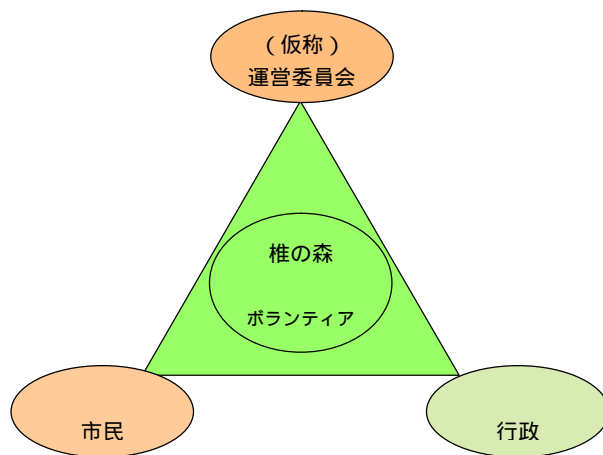
学習会や観察会などを開催し多くの市民が利用するようになれば、駐車場の整備・拡幅やトイレの設置、手洗い場などが必要となることから、それらの施設についても検討していきます。

なお、通常の公園と異なる施設であり、原則として農薬の使用、動植物の採取や移植などの禁止、工事や草刈り時期などの制限等、生物・生態系に配慮した維持管理を行っています。

人をはぐくむ森に関する方針

自然環境保全緑地の管理・運営や各種施設の設置に当たっては市民、行政、学識者で構成する（仮称）運営委員会を設置し、そこでの検討を経ながら行っていきます。また、その結果についても指標種を中心とした生物の観察などの行為を通じた自然環境の変化に対するモニタリング作業を行っていきます。

（仮称）運営委員会で方針が示された草刈りや伐採、散策路などの施設整備については、市はボランティアと協働して実施することとします。そのため、必要となる資材やそれらの保管場所の提供を行うとともに、傷害保険や責任賠償保険のシステムについて整備しま



す。なお、自然環境保全緑地内で行う大規模な施設の設置や大規模な作業、危険な作業については市の直轄による委託業務で実施することとします。

また、（仮称）運営委員会ではこの自然環境保全緑地をフィールドとする椎の森観察指導員（椎の森ガイド）を養成する講座を外部の専門家などを活用しながら開催し、人材の育成に努めていきます。また、定期的な観察会や各種作業に参加する市民を募集することにより、自然と人とのかかわりについての知識の普及・啓発に努めていきます。

そして、この自然環境保全緑地での作業を通じて、人とのかかわりが継続的に必要である二次的自然環境について理解し、自然と人と社会の関係について広い視野を持った市民をはぐくむ場となるように努めます。中・長期的にはこの保全活動に参加する人々による組織などにより、自然環境保全緑地の管理を市民へ移行する可能性についても検討していくこととします。